

平成26年1月

長寿苑送迎バスを拡充して利用する際の注意点について

近畿運輸局 京都運輸支局

○ 乗合型の交通サービスを提供する場合（有償・無償を問わない）

- ・ 地域公共交通会議において、市町村が運営主体を選定のうえ、運行形態、ルート、サービス水準（ダイヤ、運賃等）を協議し、合意を得て、道路運送法第78条第2項の自家用有償旅客運送の登録を行う必要がある。

《注意点等》

- ・ 交通事業者が運営する既存の乗合バスやタクシーへの影響を十分考慮し、これらの事業活動を妨げないよう配慮することが必要であることに加えて、地域の交通体系全般における位置づけを考慮し、既存の交通サービスと併せて総体として最適な交通サービスが提供されるようなサービス内容とすることが求められる。
- ・ すべてを自ら賄うのではなく、交通事業者に運營業務を委託し、その経営・安全等に関するノウハウや自助努力を活用することにより、交通サービス導入にかかる運営の効率化や安全性が期待され、道路運送法第4条に基く乗合バス事業者が運行主体となる形態、同法第78条第2項に基づき地方公共団体が運行主体となりながらも実運行業務やその一部を交通事業者に委託する形態といった形態が考えられ、具体的な委託形態はケースバイケースで判断する必要がある。
- ・ 医療・福祉・教育分野で国の補助を受けて購入した車両は、目的外使用が認められていないので、各所管省庁に問い合わせることが必要。

○ 現状のまま無償運行とする場合

- ・ 「自家用」（自己目的のための利用）としての使用でなければならない。長寿苑送迎バスであれば、「長寿苑」の自家利用ということで、「長寿苑」利用者の送迎は可能。
- ・ 「自家用」で使用する場合であっても、管理・補償体制（保険など）を整える必要がある。
- ・ 「町内の子育て世代」も送迎対象とする場合、「長寿苑」との関連立てが必要。「町内の子育て世代」も「長寿苑」利用が可能であれば、対象として送迎可能。
- ・ 「長寿苑」と関係のない人（不特定人含む）を運ぶことは、「自家用」の範疇を越えるため、無償であっても地域公共交通会議で運行形態、ルート、サービス水準（ダイヤ等）を協議し、合意を得ておく（登録を行う）べき。

○ その他

- ・ 上記を踏まえ、地域公共交通会議で合意を得れば、現行の社会福祉協議会による運行のまま利用（送迎）対象を拡充することは可能。